

8 数値目標の設定

1 設定の意義

地域の実情に応じたケアラー支援の取組を着実に推進していくためには、定期的に施策の実施状況を確認し、分析・評価を行うことが必要であり、それに当たっては、客観的な指標として、数値目標を設定することが有効です。

このことを踏まえ、条例第10条第2項において、計画では、基本的な考え方や具体的施策のほか、「ケアラー支援を推進するために必要な事項」の一つとして、施策の推進管理を行うための数値目標を定めることとしています（P187）。

2 該当項目と数値目標

目標
(1)

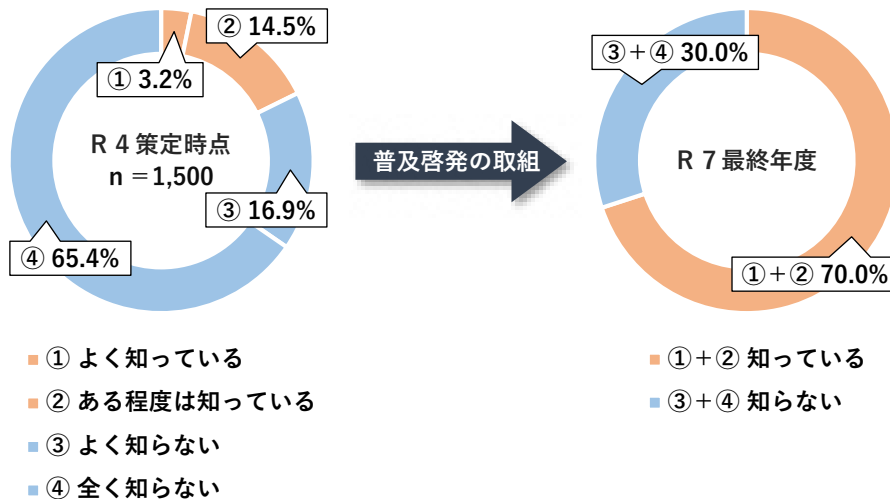
ケアラーに関する認知度の向上（道民）

i 普及啓発関係

ケアラーを適切な支援につなげていくためには、社会的認知度の向上が重要であり、道内の認知度は未だ十分高いといえない状況にあることから、普及啓発の取組により、道民に広く浸透したといえる割合まで高めることを当面の目標とします。



ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する道民の認知度：70%以上



これらの数値は、道民の意向を政策に反映させる目的で例年実施している「道民意識調査」により把握したものです。

当該調査における選択肢のうち「① よく知っている」と「② ある程度は知っている」の2つを合わせて、計70%以上を目標とします。

目標
(2)

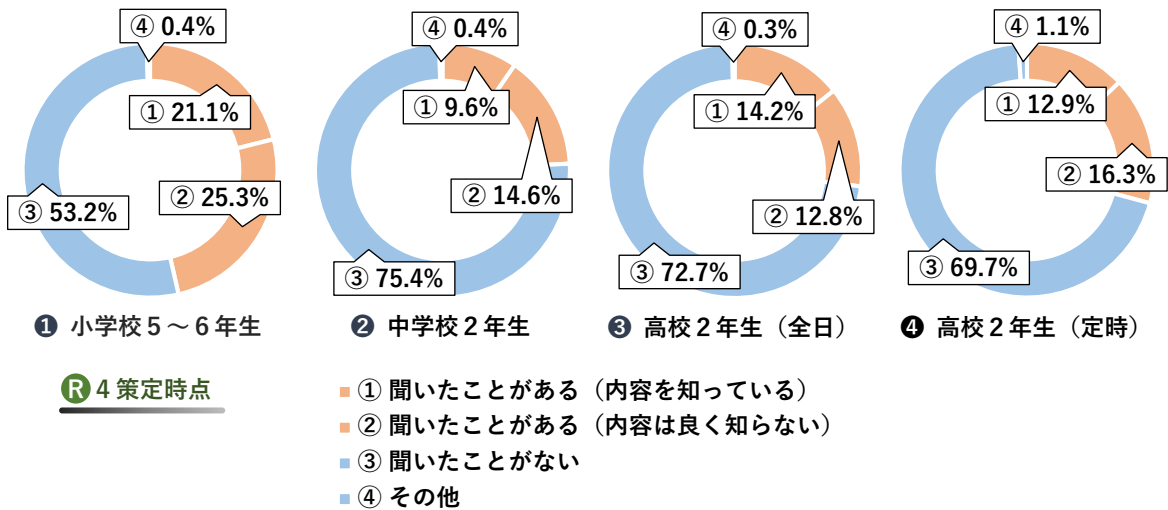
ヤングケアラーに関する認知度の向上（児童生徒）

i 普及啓発関係

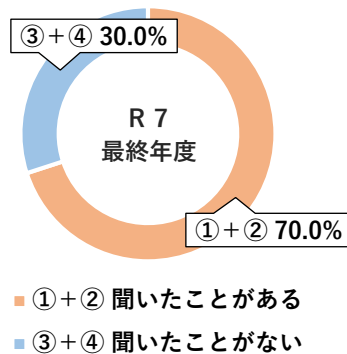
児童生徒によるヤングケアラーの認知度は高いといえない状況にあることから、自らの悩みや負担を相談できることが適切に認識されるよう、普及啓発の取組により、児童生徒に広く浸透したといえる割合まで高めることを当面の目標とします。



ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度：70%以上



普及啓発の取組



認知度の現状を踏まえ、国の集中取組期間（R 4～6）における目標が「中高生の認知度5割」とされていることを参考にしつつ、目標(1)で掲げた道民の認知度向上に係る目標値と同水準を目指し、実態調査における選択肢のうち「① 聞いたことがある（内容を知っている）」と「② 聞いたことがある（内容は知らない）」の2つを合わせて、計70%以上を目標とします。

目標
(3)

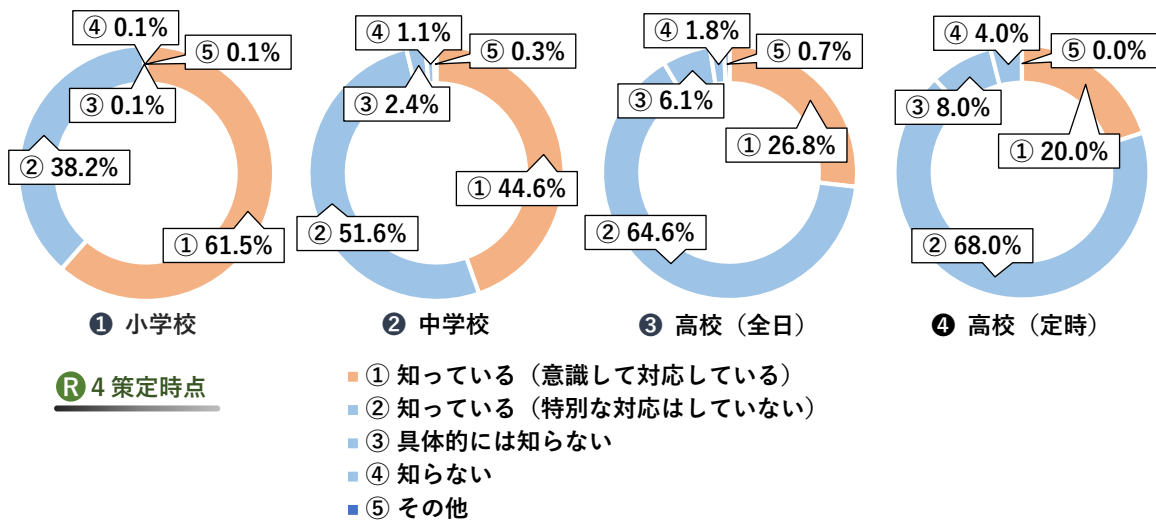
ヤングケアラーに関する認知度の向上（学校）

i 普及啓発関係

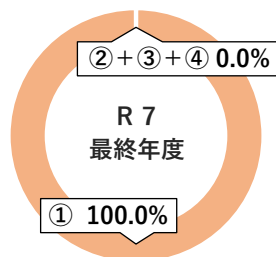
ヤングケアラーという言葉を知っており、その支援の必要性や方法も含めて理解しているという意味での認知度は高いといえない状況にあることから、普及啓発の取組により、学校の教職員等における認知度の着実な向上を目指します。



ヤングケアラーに関する学校の認知度：全ての学校において認知（100%）



普及啓発の取組



- ① 知っている（意識して対応している）
- ②+③+④ その他

学校の教職員は、児童生徒と接する時間が長く、ヤングケアラー支援の特性を踏まえて対応することで家庭の状況に気付いたり、関係者間で情報共有するといった取組が早期発見・把握につながる可能性もあります。

教育機関が担うこうした役割の重要性を踏まえ、全ての学校において認知される（「① 知っている（意識して対応している）」となる）ことを目標とします。

目標
(4)

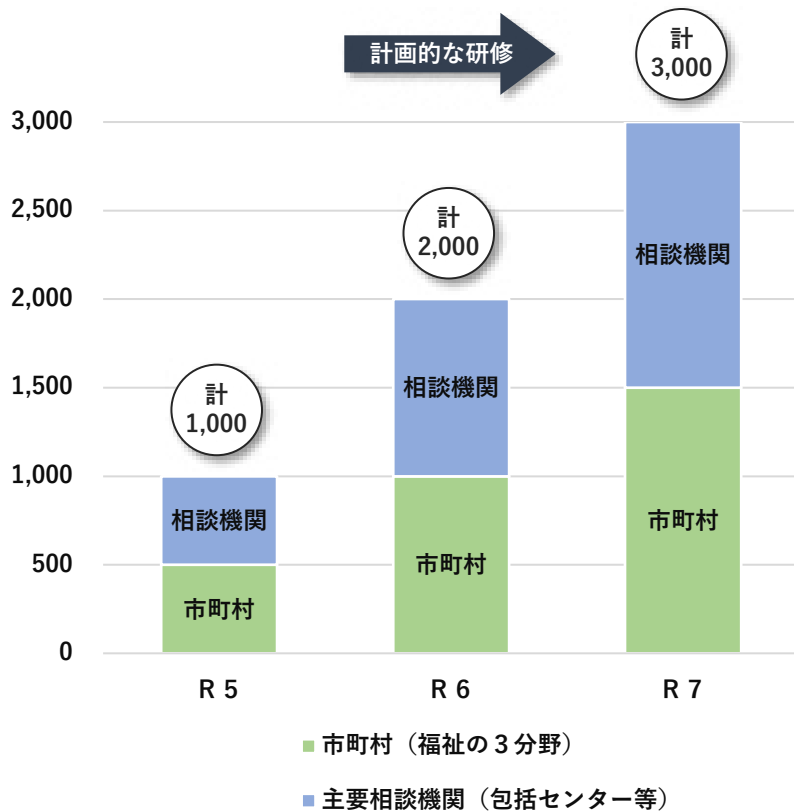
人材の育成（①ケアラー支援）

ii 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラーへの適切な支援方法を広く浸透させるには、支援に携わる職員が広く研修を受講するよう推し進めていく必要があることから、受講者数に目標値を設定し、その確保を図ります。



道による研修の受講者数：1,000人×3年＝3,000人



高齢者支援・障がい者支援・生活困窮者支援の3分野を基本とし、市町村と各分野の主要相談機関から少なくとも1名受講するものとして積算しています（地域包括支援センター及び自立相談支援機関は設置数、相談支援事業所は市町村数）。

受講対象者は主に上記のとおりですが、ケアラー支援に携わる職員が幅広く適切な知識と技術を習得できるよう、市町村社会福祉協議会や介護・障害福祉サービス事業所職員、医療従事者、民生委員・児童委員等も受講可能としています。

目標
(5)

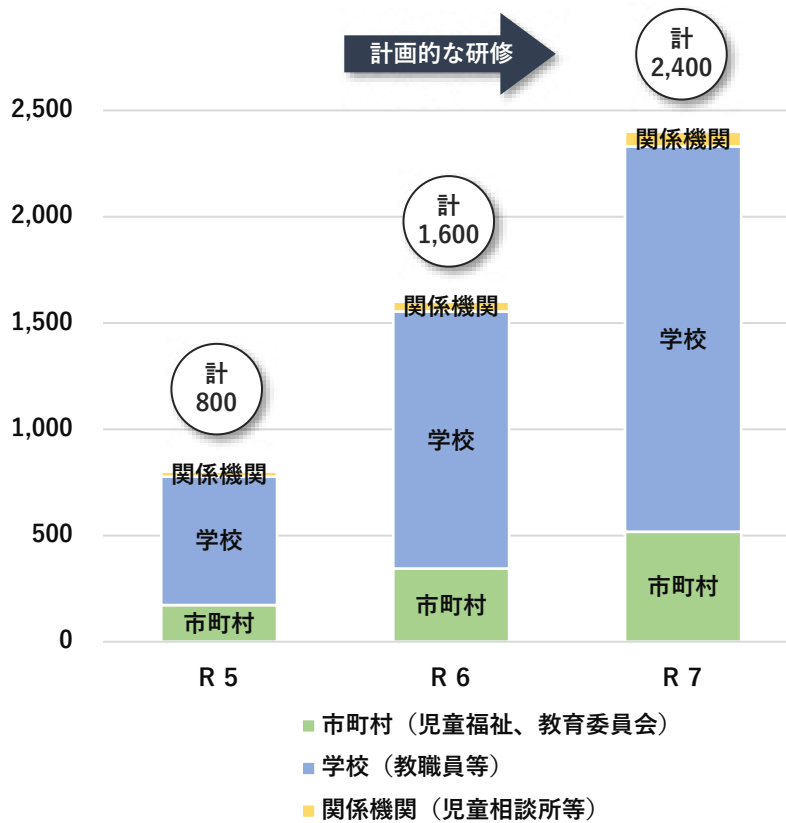
人材の育成 (②ヤングケアラー支援)

ii 早期発見及び相談の場の確保関係

ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行うことが求められるものであり、支援に携わる職員が広く研修を受講するよう推し進めていく必要があることから、受講者数に目標値を設定し、その確保を図ります。



道による研修の受講者数：800人×3年＝2,400人



○ ヤングケアラー・コーディネーターが行う研修について、市町村は児童福祉分野・教育委員会から少なくとも1名、学校は1市町村当たり計3名(小中高の各1名)、関係機関については、児童相談所等の職員が1圏域当たり2～3名(計8圏域)として積算しています。

受講対象者は主に上記のとおりですが、ヤングケアラー支援に携わる職員が幅広く適切な知識と技術を習得できるよう、ケアラー支援に携わる職員も受講可能としています(P35)。

目標
(6)

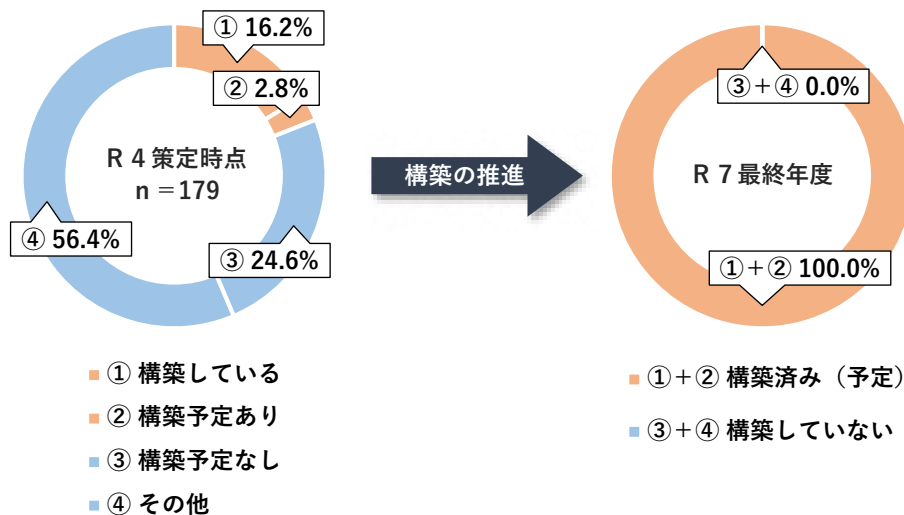
相談支援体制の構築推進

ii 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラーへの支援は、家族介護者支援の「新たな視点」(P 29) に立ち、個々の世帯状況に応じた適切な方法・内容で相談支援を行う体制が必要であることから、目標値を設定し、その体制構築を推進します。



相談支援体制の構築と窓口の明確化：道内全ての市町村で構築（100%）



現状、ケアラーへの相談支援体制を「① 構築している」市町村は、「② 構築予定あり」と合わせて20%程度ですが、「④ その他」には、各分野の窓口における個別の相談対応は行っているとの回答が多く含まれています。

このため、家族介護者支援に関する一元的あるいは多元的な相談窓口を運用している市町村の好事例を横展開するなどして、適切な相談支援を行える体制が全ての市町村に構築されるよう推進していきます。

目標
(7)

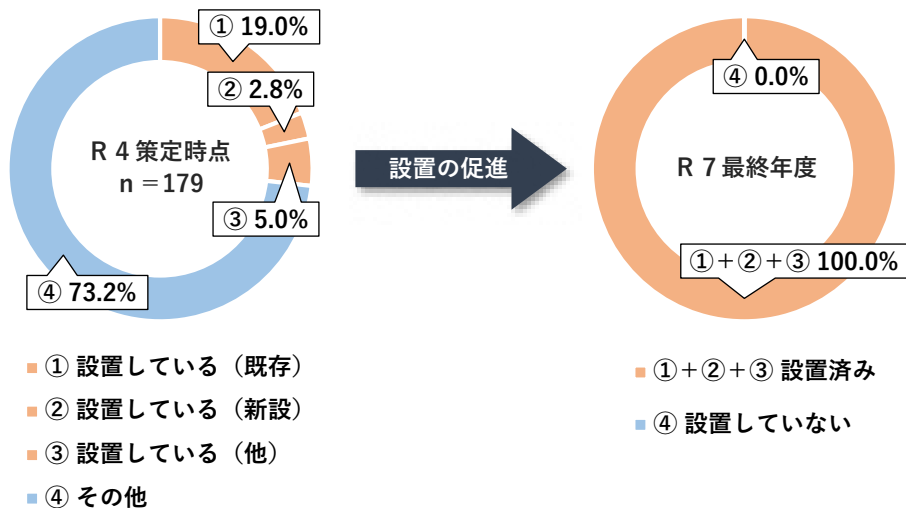
分野横断的な連携・協議体制の整備促進

ii 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラーへの支援に当たっては、複数の機関・部署が関わりながら情報や課題を共有する協議の場が必要であることから（P32）、目標値を設定し、分野横断的な連携・協議体制の整備を促進します。



協議の場の設置状況：道内全ての市町村で設置（100%）



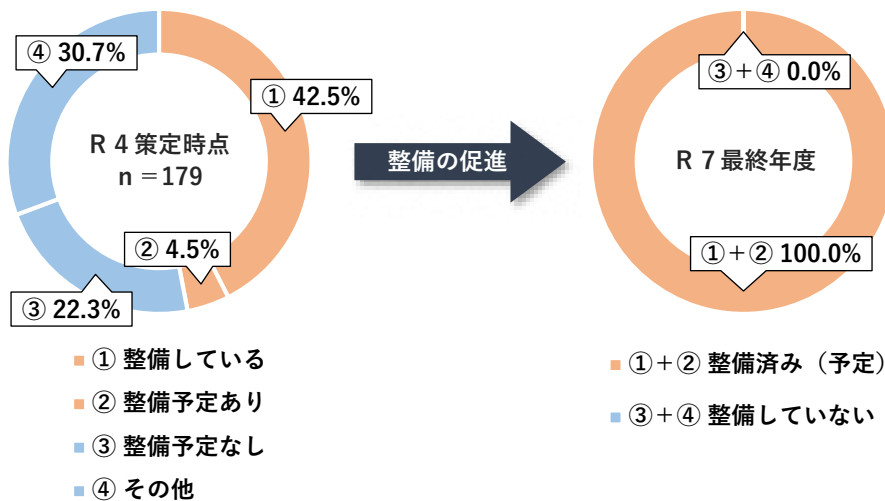
現状、家族介護者支援をテーマの一つに位置付けて行う合議体を「設置している」市町村は、①～③までを合わせて30%程度ですが、「④ その他」には、合議体の構成課や連携方法を検討中との回答が多く含まれています。

このため、協議の場を設置している市町村の好事例を類型ごとに横展開するなどして、分野横断的な連携・協議体制が全ての市町村に整備されるよう促進していきます。

地域全体が家族介護者支援に関する理解を深め、支え合いの意識を醸成していくに当たっては、介護者サロンやカフェなどにおける相互交流が有効であることから、目標値を設定し、交流拠点の整備を促進します。



交流拠点の整備状況：道内全ての市町村で整備（100%）



ここでいう「交流拠点」とは、家族介護者支援を目的の一つとして運営する拠点を指しています（新設・既設、専用・併用の別を問わない）。

交流拠点を「① 整備している」市町村は、「② 整備予定あり」と合わせて40%程度となっており、取組事例の紹介やアドバイザー派遣などの働きかけによって全市町村に整備されるよう促進していきます。

目標
(10)

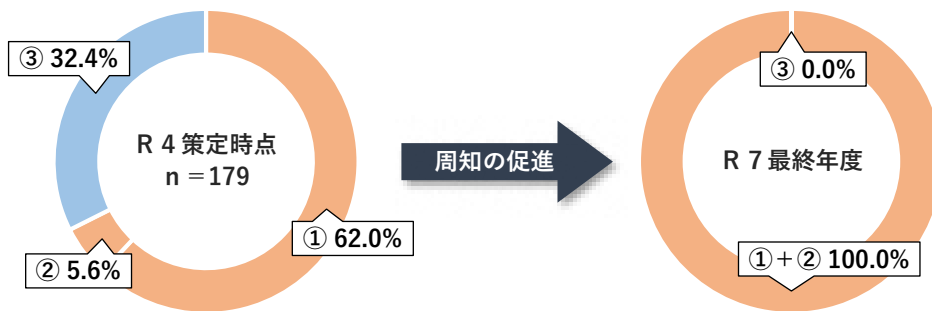
活用可能な社会資源の周知

iii 地域づくり関係

ケアラーの負担を軽減するためには、公的支援やサービスを適切に活用することが必要であり、それに向けては、活用可能な社会資源が広く周知されていなければならないことから、目標値を設定し、リストやマップなどによる情報周知を促進します。



活用可能な社会資源の周知：道内全ての市町村で実施（100%）



- ① 作成・周知している（医療・介護マップ）
- ② 作成・周知している（認知症ケアパス）
- ③ 作成していない

- ①+② 作成・周知している
- ③ 作成していない

在宅医療・介護連携推進事業による事業所リストや認知症ケアパスなど、既存の一覧表であっても、ケアラーの負担軽減を図るための公的支援やサービスの適切な利用につながるものであれば、「周知している」に含めて計上しています（①と②の両方に該当する場合は①に寄せて計上）。

医療機関や介護サービス事業所のみならず、障がい者支援や生活困窮者支援に関する連絡先も掲載するなどして内容の充実を図るとともに、市町村ホームページでの掲載や窓口配架などにより、活用可能な社会資源を広く地域住民が知ることのできる仕組みとなるよう情報周知を促進していきます。